令和6年度（2024 年度）暑さ対策推進事業補助金交付要綱

（趣旨）

第1条　この要綱は、八王子市地球温暖化対策地域推進計画に基づく地球温暖化の影響に対する適応策の推進のため、外付け日よけを設置する市民及び中小企業者に対し、市がその費用の一部を補助することにより、遮熱対応設備の普及促進を図り、住宅等での熱中症予防対策に寄与することを目的とする。市が交付する補助金について、補助金等の交付の手続等に関する規則（昭和 35 年八王子市規則第 19 号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

（用語の定義）

第2条　この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

（1）外付け日よけ　建築物の窓の外側に設置する用途で製造された日よけ等のことをいう。

（2）中小企業者　中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第2条に規定する中小企業者

（3）住宅　人の居住の用に供する家屋又は家屋の部分（人の居住の用以外の用に供する家屋の部分との共用に供する部分を含む。）をいう。

（4）事業所　個人又は中小企業者がその事業を行う場所及び事務所をいう。

（補助対象者）

第3条　補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号をすべて満たす者とする。

（1）申請日時点で、市内に住民登録がある個人、または、申請日時点で、市内に事業所を有する中小企業者。

（2）令和6年（2024 年）6 月 1 日から令和6年（2024 年）8 月 31 日までの間に、新品の外付け日よけを市内の販売店舗において購入し、自らが居住する住宅または、自らが営む事業所（以下「住宅等」という。）に設置すること。

（3）八王子市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月 15 日条例 23 号）第 2 条に規定する者でないこと。

（補助対象となる設備）

第4条　補助の対象となる外付け日よけは、次に掲げる要件を満たすものとする。

（1）住宅等に固定し取り付けること。

（2）採光が確保でき、日射熱を抑制する効果があること。

（3）室内への日射遮蔽を目的として、設置されるものであること。

（補助対象の経費及び金額）

第5条　補助対象経費は、外付け日よけの購入及び当該購入に係る設置工事に要した費用（消費税及び地方消費税を含む。）とし、補助金額は、補助対象経費の 4 分の 1（ただし、25,000 円を限度とする。）とする。なお、補助金額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

（補助の制限）

第6条　補助の交付は予算の範囲内において行うものとする。ただし、前条において、交付申請を受けた補助金額の合計が、補助金交付のための予算額に達した場合は、期間中であっても受付を終了するものとする。

2　前条の規定による補助金の交付は、同一年度内において、一世帯及び一事業者一度のみとする。また、

同一年度内において、同一の住宅等への補助金交付は、一度のみとする。
3　前条の規定による補助対象経費については、市から他に補助に係る交付決定を受けていないこととする。

（補助金の交付申請）
第７条　補助金の交付を申請する者は、暑さ対策推進事業補助金交付申請書（第１号様式）に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。
（1）補助対象経費（外付け日よけの購入・設置経費）に係る領収書の写し
（2）補助対象経費（外付け日よけの購入・設置経費）に係る内訳がわかるものの写し
（3）設置した外付け日よけのカタログの写し
（4）外付け日よけの設置前後の写真
（5）本人確認証、中小企業者においては登記事項証明書または確定申告書の写し
（6）口座情報のわかるものの写し
（7）その他、市長が必要と認める書類
2　前項に定める交付申請の受付期限は、令和６年（2024 年）9月 30 日とする。

（交付の決定及び通知）
第８条　市長は、前条第1項により申請を受けた際はその内容を審査する。ただし、第６条第１項において、受付を終了した場合は、審査しない。
2　同日に複数の交付申請書が提出された場合で、当該申請者のいずれかに対し補助を行うと予算額に達するときは、当該交付申請を行った者で抽選を行い、順位をつけた上、当該順位の上位の者から申請の内容を審査し、予算の範囲内で交付決定を行うものとする。
3　補助金を交付することを決定したときは、暑さ対策推進事業補助金交付決定通知書（第２号様式）により、交付しないことを決定したときは暑さ対策推進事業補助金不交付決定通知書（第 3 号様式）により、申請者に通知するものとする。

（交付決定の取消し等）
第9条　補助金の交付決定を受けた者（以下「補助決定者」という。）がいずれかに該当すると認める場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。
（1）虚偽の申請その他の不正な手段により、補助金の交付決定を受けたとき。
（2）補助決定者から申請の取下げがあったとき。
（3）本事業に係る市の指示に従わなかったとき。
（4）その他、この要綱の規定に違反したと市長が認めるとき。
2　市長は、前項の規定による取消しを行った場合は、速やかに暑さ対策推進事業補助金交付決定取消通知書（様式第4号）により、補助決定者に通知するものとする。

（補助金の交付請求及び交付）
第10条　補助金の交付決定通知を受けた申請者は、市長が指定する方法により補助金を請求し、その交付を受けるものとする。

（補助金の返還）

第11条　市長は、第10条第1項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、その交付を受けた補助金を返還させることができる。

（状況調査）

第12条　市長は、必要に応じて当該補助金交付に係る外付け日よけの設置状況の調査を行うことができる。

（協力の要請）

第13条　市長は、補助決定者に対して、市が実施する省エネ・節電活動に関する調査に協力を求めることができる。

（見直し）

第14条　この補助事業は、補助金制度見直し方針に基づき見直しを行うものとする。

（免責）

第15条　市長は、この補助金交付申請に関して申請者と第三者との間に生じるトラブルや損害等について、一切の責任を負わない。

（その他）

第16条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和 6 年（2024 年）6月1日から施行する。